

イルミネーションフェスティバル補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、イルミネーションフェスティバル補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、豊橋発展会連盟イルミネーションフェスティバル実行委員会が実施するイルミネーションフェスティバルに要する経費を補助することにより、まちなかのにぎわいを創出することを目的とする。

(補助対象経費)

第3条 前条に規定する事業の実施に必要な経費のうち、次に掲げる経費について補助金を交付する。

- (1) 装飾費
- (2) 広告宣伝費
- (3) イベント費
- (4) 電飾器材購入費
- (5) 電気料
- (6) その他市長が必要と認めたもの

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条第1項第1号、第2号、第3号、第5号、第6号に規定する経費の1/3以内の額（千円未満の金額は切り捨てる。）で、50万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。

2 前条第1項第4号に規定する経費については、前項とは別に、1/3以内の額（千円未満の金額は切り捨てる。）で、50万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第5条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、補助事業の開始前までにしなければならない。

(概算払)

第6条 規則第13条ただし書に規定する補助金の全部又は一部を概算払で請求しようとするときは、見積書や見込書など支出予定額がわかる書類に補助金交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(概算払の精算)

第7条 前条の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、規則第11条の規定による補助金の確定の通知を受けた後は、速やかに当該確定の通知に基づき精算をしなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第10条第1項の規定による実績報告は、補助事業が完了した日から起算して20日以内又は会計年度の末日までのいずれか早い日までに、市長に行わなければならない。

(文書の保存)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る書類を5年間保存しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。